

重要 | 「住民基本台帳カード」に関する 本人確認書類の取り扱い変更について

2025年12月28日をもって、すべての「住民基本台帳カード※」が有効期限を迎えます。弊社の取り扱い商品においても有効期限を過ぎた住民基本台帳カードは本人確認書類としてご使用いただけませんので、あらかじめご確認・ご注意くださいようお願い申し上げます。

※ 2015年12月28日に新規発行終了／有効期限は発行から10年間

住民基本台帳カード利用可能期限内のお申込み・ご契約について

住民基本台帳カードを本人確認書類としてご提出後、住民基本台帳カードの利用可能期限までにお手続きが完了していない方は、追加で本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

2025年12月

大和ハウスフィナンシャル株式会社